

自衛隊イラク派遣差止訴訟判決に関する会長声明

自衛隊イラク派遣の違憲確認訴訟および派遣差し止めを求めた集団訴訟の名古屋高裁における控訴審判決が4月17日にあり、裁判所は、航空自衛隊が行っている現在のイラクでの活動について「憲法9条1項に違反する活動を含んでいる」との判断を示した。

判決はイラク特措法が合憲であるとしても、活動地域を非戦闘地域に限定した同法に違反すると明快に指摘した。

さらに、判決は「平和的生存権」について、「9条に違反するような国の行為、すなわち戦争の遂行などによって、個人の生命、自由が侵害される場合や、戦争への加担・協力を強制される場合には、その違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求などの方法により裁判所に救済を求めることができる場合がある」と判示して、平和的生存権に具体的権利性を認めた。

自衛隊の現在行っている活動につき、憲法9条1項違反が認められたのは、高等裁判所では、憲法制定後初めてであり、憲法問題が問われた以上、その問いかけに誠実に答えた点で、歴史的意義のある判決であり、さらに、平和的生存権に具体的権利性を認めた点については、画期的な判決として、高く評価できる。

司法府は、日本国憲法下で、違憲立法審査権を付与され、憲法を遵守する崇高な使命を与えられているが、今回の判決は、司法府の責任を全うしたものとして、当会は高く敬意を表する。

一方で、高裁判決の翌日の4月18日に、自衛隊の航空幕僚長が違憲判断を下した判決に対して揶揄するような発言を行ったことに対しては、司法府の判断を軽視するもので、誠に遺憾な発言である。

当会は、法の支配のもとに、社会的正義を実現する弁護士としての使命から、憲法の理念を尊重し、その理念を実現するために活動することを改めて決意する。

そして、政府は、司法府の違憲判断を尊重し、ただちに航空自衛隊のイラク戦闘地域における活動を中止することを強く求める。

2008年(平成20年)4月30日

佐賀県弁護士会会長 浜田 恒